

# 定期検査におけるブラックアウト試験に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 B 編  
自動化設備規則  
鋼船規則検査要領 B 編  
自動化設備規則検査要領

## 改正事項

定期検査におけるブラックアウト試験に関する事項

## 改正理由

本会規則においては SOLAS 条約第 II-1 章第 41.5 規則に従い、1998 年 7 月 1 日以降起工された船舶に対し、主電源供給の連続性に関する規定として、2 台以上の発電装置を有する船舶において、運転中の発電装置 1 台が停止した場合に残りの発電装置が速やかに起動し、船舶の安全に必要な電気設備へ給電できることを要求している。このため、その確認検査として、海上試運転において、停電後の自動復帰機能を確認するブラックアウト試験の実施を要求している。

ブラックアウト試験は、機関区域無人化設備を有する船舶（以下、M0 船という）に対しては、定期検査においてもその実施を明確に要求しているが、機関区域無人化設備を有さない船舶（以下、非 M0 船という）に対してはその要求が明確になっていない。当該試験は、M0 船、非 M0 船にかかわらず、主電源の連続性に関する要件が適用される船舶に対して、装置の健全性確保の為に実施すべき試験であることから、今般、非 M0 船の定期検査においても M0 船と同様に当該試験の実施要求を明確にすべく、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 非 M0 船の定期検査項目として、停電後の自動復帰機能の効力試験を追加した。
- (2) 鋼船規則 B 編と自動化設備規則において、重複している要件を整理した。